

## ◎新潟県病院局告示第3号

新潟県の設置する病院の診療科目的指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から実施した。

平成24年4月24日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

次の表の改正後の欄中項目の表示に下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、 <u>放射線科</u> 、 <u>麻酔科</u>	新潟県立十日町病院	内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)